

## 裁 決 書

審査申立人 加須市北小浜 8 3 9 番地 4  
山内 正明

審査申立人から令和 8 年 6 月 1 日付けで提起された同年 4 月 1 2 日執行の加須市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力又は当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 事案の概要

本件選挙の選挙人かつ候補者であった審査申立人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 0 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 2 1 日付けで加須市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

これに対し、市委委員会は、同年 5 月 1 4 日付けで本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

審査申立人は、原決定を不服として、法第 2 0 6 条第 2 項の規定に基づき、同年 6 月 1 日付けで当委員会に対し、原決定についての取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

## 審査申立人等の主張の要旨

### 第 1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 令和 7 年 3 月頃から令和 8 年 2 月頃まで、本件選挙の当選人である高橋稔裕（以下「当選人」という。）の氏名及び顔写真を大きく表示した個人の政治活動用ポスターが、市内各所に大量に掲示されていた。

審査申立人の公開質問状に対し、令和 8 年 1 月 2 2 日付けで、当選人側が当該ポ

スターを「全て撤去を予定している」と回答した後も、令和８年１月２６日以降、市内各所で撤去未了のポスターが確認された。さらに令和８年４月１１日、すなわち投票日前日にも撤去未了のポスターが確認された。

令和８年３月１７日以降、角田守良加須市長と当選人との２連ポスターが市内で確認され、市委員会による撤去指示後も、令和８年３月２３日時点で掲示が確認された（以上、文書図画の掲示違反）。

- ２ 令和８年１月下旬頃、後援会会員ではない一般市民宅に対し、当選人の氏名、写真、政策、活動実績等を大きく掲載した県政報告書及び決起集会案内等が封書で郵送された（事前運動の疑い）。
- ３ 令和８年４月２日頃、「ワンチームかぞ市民会議」名義の政治活動用ビラが、配達地域指定郵便により広範囲に郵送又は配布された（事前運動の疑い）。
- ４ 令和８年４月１０日、選挙運動期間中に当選人が、ＪＡ施設内において従業員と個別に接触し、握手を交えながら支持を求めている様子がＳＮＳ動画で確認された（戸別訪問の疑い）。
- ５ 令和８年４月１１日、すなわち投票日前日に、確認団体のビラが新聞折込により広範囲に頒布されたが、当該確認団体のビラには、当選人である候補者本人の氏名又は氏名類推事項に該当し得る内容が含まれていた疑いがある（特定の候補者の氏名等の記載の禁止違反の疑い）。
- ６ 選挙運動期間中に、証紙が貼付されていた選挙運動用ビラが県営北小浜団地の各戸ポストに直接投函された疑いがあり、複数世帯から現物が回収されている（選挙運動用ビラの頒布方法違反）。

このような行為は、時期、内容、対象、規模、方法を総合すれば、本件選挙に向けた特定候補者の認知形成、支持拡大及び投票行動への影響を目的とした一連の活動と評価すべきであり、選挙の自由公正を害し、選挙人の自由な意思形成に重大な影響を与えているか否かについて、原決定は十分に検討せず、各行為を個別の刑事問題として整理し、選挙の効力及び当選の効力との関係について実質的な判断をしていない。

そのため、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出に対する

市委員会による原決定を取り消すとともに、選挙の効力又は当選の効力を無効とする裁決を求めるものである。

## 第2 市委員会の主張

市委員会における原決定及び弁明書等に基づく主張を要約すると、次のとおりである。

審査申立人は、当選人が選挙期日の1年以上前から、個人の政治活動用ポスターを大量に掲示していたり、告示日である令和8年4月5日以前に政治活動用ビラを郵送したりするなど事前運動と疑われる行為や、告示日以降も戸別訪問や選挙運動用ビラのポスティング、さらに、選挙期日の前日には、候補者の氏名類推事項が表示された確認団体の政治活動用ビラを新聞折込みにより頒布していたことなどから、これらの行為が選挙違反と主張するが、これらの判断は、刑事手続に従い、裁判所の裁判によりされるものであるため、市委員会では、これらの行為を審理判定する権限を有していない。

また、「公職選挙において当選人と決定された者などが、公職選挙法のいずれかの規定に違反する行為をしたか否か、これらにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条及び207条の所定の手続において、異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する資格権限を有しない。」と判示されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決）。

したがって、審査申立人の主張には理由がない。また、審査申立人は、その他の主張もしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。そもそも、本件異議申出の要件を満たしていない。

## 争 点

法第205条第1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定している。

本件申立ての争点は、まず、審査申立人が主張する前記第1の1から6までの行為が法第205条第1項の「選挙の規定」に違反し、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があったか否かである。

次に、当選の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、当選人が当選無効となるには、当該選挙が有効に成立していることが前提となる。そのため、本件選挙が無効とならないことを確認した上で、審査申立人が主張する前記

第1の1から6までの行為について、法第206条第1項にいう「当選の効力」に関し、不服を申し立てることができるか否かが争点である。

### 裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第30条及び第32条の規定に基づき、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠物件の提出を求めた。

さらに、審査申立人から法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあったため、令和8年7月29日に口頭意見陳述の機会を付与するなど、慎重に審理した。

### 第3 当委員会の判断

本件申立てにおいて、審査申立人は本件選挙の無効を主張するとともに、当選人の当選無効についても主張している。およそ選挙争訟において、当選人が当選無効となるには、前述のとおり、選挙が有効に成立していることが前提となることから、まず、本件選挙の有効、無効について検討する。

#### 1 本件選挙における無効原因の有無について

選挙の効力に関する争訟（以下「選挙無効争訟」という。）において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

同項にいう「選挙の規定に違反すること」とは、昭和61年2月18日最高裁判所判決において、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものとされている。

さらに、同判決では、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これ（選挙の規定に違反することがあるとき）に当たるものでない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再

選挙を行うことを趣旨とするものではない」旨判示し、現在に至っている。

別の判例では、「選挙の規定に違反する」とは、「選挙の管理執行に関する規定に違反する場合の外、例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解するのを相当とする。」（昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決）と判示している。

さらに、別の判例でも、「選挙管理の任にあたる機関が選挙の管理執行の手續に関する規定に違反したとき若しくは直接明文の規定には触れないが、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたときを指すものであって、候補者や選挙運動者が選挙運動の取締規定に違反したような場合を含むものではないと解するのを相当」と判示している（昭和39年3月31日東京高等裁判所判決）。

加えて、既に行われた行為について、「法には選挙管理委員会が上記（法）違反に対処すべき義務や権限に係る規定は置いていないから、（中略）被告（選挙管理委員会）においては、当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき権限も義務も有しておらず、違反行為を取り締まるべき地位にもなかったというほかない。」と判示している（平成29年4月12日東京高等裁判所判決）。

本件選挙において、当選人やその後援会等が前記第1の1から6までの行為を実際に行っていたか否かについて、市委員会又は当委員会が審査し、判断する立場にはないが、仮に、当選人やその後援会等がそのような行為を行っていたとしても、これら判例の主旨に照らすと、候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の類は法第205条第1項にいう選挙の規定に違反する事由に当たらないことは明らかである。

よって、審査申立人が主張するこれらの行為について、仮に市委員会が何ら対応をしていなかったとしても、市委員会が「選挙の管理執行の手續に関する規定に違反した」、あるいは「選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行」を行っていたとは認められない。

また、本件選挙が、広範囲にわたる買収誘惑等のために「選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合」であったとも到底認められない。

次に、法第205条第1項にいう選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合については、昭和23年6月26日最高裁判所判決において、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである。」と判示されている。

当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるような事実の有無について、市委員会から提出された証拠物件（審査申立人から市委員会に提出された証拠物件を含む。）及び審査申立人から提出された証拠物件により検討を行ったが、そのような事実は認められなかった。

また、本件選挙における当選人の得票数20,164票と次点の候補者の得票数10,195票の差である9,969票の差を踏まえれば、その差を覆すような影響があったとは到底考えられない。

その他審査申立人は縷々主張するものの、本件選挙が無効となるような事情は窺えない。

よって、本件選挙において、選挙無効争訟の事由となる「選挙の規定に違反すること」があったとはいえず、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があったとも認められない。

したがって、審査申立人の主張には理由がないというべきである。

## 2 当選人の当選無効原因の有無等について

次に、当選人の当選無効原因の有無について、検討する。

およそ選挙争訟において、当選の効力に関する争訟（以下「当選無効争訟」という。）とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、①決定した機関の構成若しくはその手続の違法、②各候補者の有効得票数の算定の違法、または、③当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う」ものと解されている（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）。

当選人の選挙犯罪による当選無効は、法第251条の規定により、同条に定める罪を犯し刑に処せられたときに当選が無効となる。この点、平成4年12月17日名古屋高等裁判所は、「仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関し当選人が現実には右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないというべきである。」と判示している。

よって、審査申立人が主張する前記第1の1から6までの行為は、仮に、当選人やその後援会等がそのような行為を行っていたとしても、当選無効争訟の事由には到底なり得ないというべきである。

したがって、審査申立人による、当選人の当選は無効であるとの主張は、理由がない。

なお、審査申立人は、このような行為は、本件選挙に向けた特定候補者の認知形成、支持拡大及び投票行動への影響を目的とした一連の活動と評価すべきであり、

選挙の自由公正及び選挙人の自由な意思形成への影響について、改めて事実関係を調査した上で審理判断を求めるなどと主張する。

しかし、本件選挙において、仮にこのような行為が行われていたとしても、既に行われた行為につきそのような調査をし、判断する権限は、検察官、都道府県公安委員会委員及び警察官にあり、選挙管理委員会にはない。選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき普通地方公共団体に設置される委員会で、独立した職務権限を有する執行機関であり、同法第186条に定める選挙に関する事務を管理する行政機関である。

そして、法第6条及び第7条のとおり、選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、選挙に際しては、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないが、選挙の取締りに関する規定を公正に執行しなければならない機関は、市委員会においても指摘するように、検察官、都道府県公安委員会委員及び警察官と明記されていることを、念のため付言する。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件選挙について、選挙無効となる事由はなく、また、当選無効となる事由もないことは明らかである。

したがって、審査申立人の主張は理由がないことから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年8月28日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委 員 尾 前 健 三

委 員 菅 克 己

委 員 西 山 淳 次